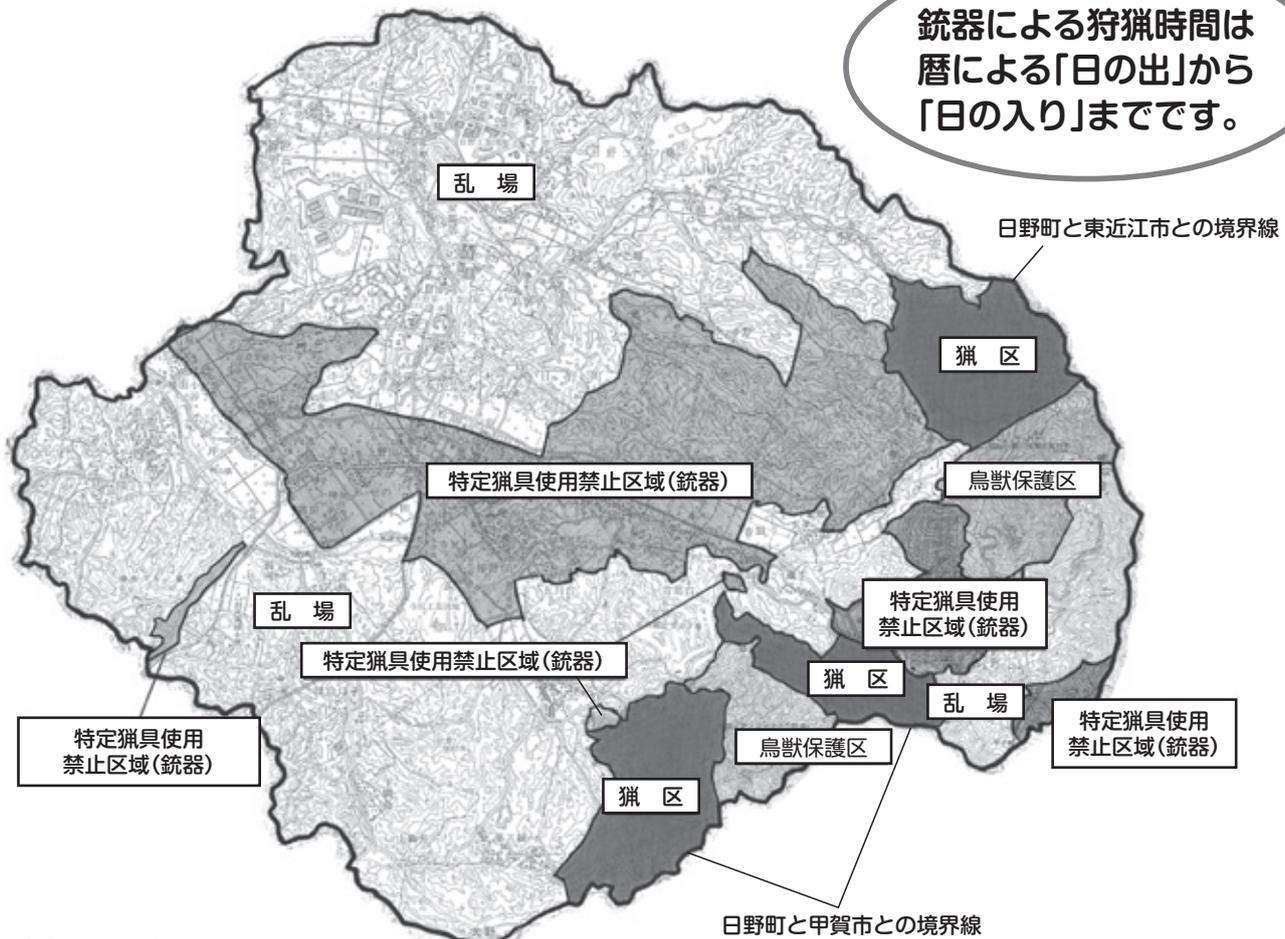


狩猟解禁のお知らせ

期間 平成27年**11月15日**(日) から 平成28年**2月15日**(月) まで
 ※イノシシ・ニホンジカに限り、平成28年3月15日(火) まで

銃器による狩猟時間は
 暦による「日の出」から
 「日の入り」までです。



狩猟等の区域

猟 区	この区域内は、狩猟期間中（12月29日から翌年1月3日までを除く）の土曜日、日曜日、祝日のみ狩猟ができます。 【猟区入猟希望の方へ】 ・入猟希望者は、入猟予定日の直近の役場執務時間中に狩猟者登録証の写しを添えて、猟区事務所（役場農林課）まで申し込んでください。 ・入猟できる狩猟者は、1日につき40人以内です。 ・入猟される場合は、必ず猟区管理者が承認した案内人を付けてください。
特定猟具使用禁止区域(銃器)	この区域内は、狩猟期間中でも銃器による狩猟が禁止されています。
鳥獣保護区	この区域内は、狩猟が禁止されています。
乱 場	この区域内は、狩猟期間中であれば自由に狩猟ができます。

【住民の皆さんへ】

- 山林作業や登山などで入山される時は、事故防止のため、オレンジ色や黄色などできるだけ目立つ服装を心がけてください。
- 危険なハンターや違反者を見たときは、猟区事務所（農林課内）または東近江警察署生活安全課へ通報してください。
 役場農林課 ☎6563 東近江警察署 ☎20110

◆問い合わせ先
 猟区事務所(役場農林課内)
 ☎6563